

支援費制度では、精神障害の人への福祉サービスは身体障害・知的障害の人とは別に行われてきましたが、障害者自立支援法制度のもとでは、同じメニューでサービスの提供が行われています。

今回は、精神障害の人への主な福祉サービスをご紹介します。

- 介護給付(ホームヘルプサービスなど)
- 訓練等給付(グループホームなど)
- 地域生活支援事業

の利用申込み

町健康福祉課へ利用申請してください。サービスの内容が分からないときは、いつでも下記連絡先までご相談ください。

日常生活における相談

小山地区障害者相談支援センター(☎②35050)では、精神障害の相談支援専門員が直接お話を伺います。また自宅での相談にも応じています。

ちょっと苦しくなってしまった時、どうしたらよいか分からなくなってしまった時など、遠慮なくご相談ください。健康福祉課でも保健師がお話を伺っています。

自立支援医療(精神通院医療)

通院による精神医療を継続的に必要とする人に対して行われる医療です。通常の保険診療の自己負担は3割負担ですが、自立支援医療では原則1割負担となります。

自立支援医療を受けるには、病院で自立支援医療(精神通院)診断書を主治医に書いてもらい、健康福祉課へ支給認定申請をしてください(様式は健康福祉課にあります)。

日帰り日中活動(居場所)の場

就労が困難な在宅の精神障害者の人に、地域活動支援センターおやま(☎②0280)では、その人に合ったプログラムにより、社会適応訓練を行っています。また食事提供サービス、入浴サービス、洗濯サービスなども行っています。利用希望の人は健康福祉課までご連絡ください。

ゆうがおの会

毎月1回、自発性や社会性を回復することを目的に、レクリエーションや創作活動などのグループ活動を行っています。参加を希望する人は健康福祉課までご連絡ください。

▼問い合わせ先=健康福祉課 社会福祉係 ☎⑤69128

「ヘルシー料理講習会」参加者募集

食生活改善推進員と一緒に食事バランスガイドについて学んだり、地域の特産品を使ったバランスのよい料理を作ってみませんか？

▼日時=2月23日(金)

午前9時30分~午後1時

▼場所=保健センター

▼対象=成人女性(先着20名)

▼内容=

- ・食生活と健康に関するミニ講話(食事バランスガイドについて)
- ・地域の特産品を使った調理実習・試食

▼参加費=1回500円(資料代、材料費)

▼申込み・問い合わせ先=

町食生活改善推進協議会事務局
(健康福祉課内) ☎⑤69132

